

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 米原市

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1273 |
| 自給的農家数 | 692 |
| 販売農家数 | 581 |
| 主業農家数 | |
| 準主業農家数 | |
| 副業的農家数 | |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | |
| 女性 | |
| 40代以下 | |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 89 |
| 基本構想水準到達者 | 7 |
| 認定新規就農者 | 5 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 24 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 24 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 2270 | 260 | | | | 2530 |
| 経営耕地面積 | 1837 | 44 | 39 | 5 | 0 | 1936 |
| 遊休農地面積 | 22 | 5 | 5 | 0 | 0 | 27 |
| 農地台帳面積 | 2386 | 386 | 386 | 0 | 0 | 2789 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 18 |
| 認定農業者 | — | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 5 |
| 女性 | — | 1 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 22 | 21 | 22 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|------------|--------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 2,530ha | 1,621.48ha | 64.09% |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている中、効率的な農地の集積を行い経営コストの削減と担い手の経営安定を図ることが必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 1,715 ha (うち新規集積面積 93.52 ha) |
| | 目標設定の考え方:最適化推進指針における、農地集積率の目標値(3年後)70%に整合する。 |
| 活動計画 | 担い手への農地利用の集積・集約化に向け、人・農地プランの作成・見直しを促進するとともに、地域での話し合いにより、計画的に農地を集積するため、地元農業組織やJA・市農政部局・農地中間管理機構と共に担い手への農地利用の集積を進める。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|-------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 1経営体 | 1 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0ha | 0.20ha | 0.20ha |
| 課 題 | 就農意欲がある若手が少ない上に、農業経営を開始する際の資金や農地の確保、営農技術の習得等が課題とされ、将来的な就農定着が見込めない。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 0.2ha |
| 活動計画 | 最適化推進指針における、新規参入者の目標値(3年後)3人・1.2haに整合する。農業関係機関や市農政部局と連携した支援体制の中で、新規就農者の農地相談を中心に、人材の確保と育成・定着を目指す。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|---|-----------|-------------|
| | | 2,557ha | 27ha |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化、後継者不足により農家人口が減少する中、農業収入の減少から経営の不安定化により農業離れが進んでいる。特に獣被害の発生地域や農地条件の悪い地域には遊休農地が多く発生しており、耕作者の確保と併せて耕作環境の改善等、総合的な取り組みが必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| 目 標 | | 遊休農地の解消面積 5.0ha | | | |
|------|-----------|--|--|-------------|--|
| | | 目標設定の考え方:最適化推進指針における、遊休農地の目標値(3年後)22haに整合する。 | | | |
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 40人 | 8月～9月 | 10月～11月 | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | 道路からの目視による巡回調査を実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。調査区域を農地利用最適化推進委員の担当範囲22区域に分けて調査、農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域を重点に調査する。なお、前年の意向どおりに実施されているかどうかの確認も行う。 | | |
| | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| | 11月～12月 | 12月～1月 | | | |
| その他 | | | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|-------------------|--|-----------|
| | | 2,530ha |
| 課 題 | 農地の遊休化と関連しており、発生防止の啓発と早期発見・早期に是正指導を行うための農地パトロールが重要である。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| 活動計画 | 違反転用については、是正指導を継続して実施する。また、通年の農地パトロール(転用現地調査時)や農地利用状況調査を強化し、違反転用の早期発見と広報誌等により発生防止の啓発を行う。 |
|------|--|
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入